

終身会員規定

(資格)

第1条 次の(1)から(3)のいずれかである本学会の会員は、終身会員になる資格を有する。

- (1) 満56歳になった年度から10年間、会費を全納した会員。
- (2) 満56歳になった年度から10年間に会費未納期間がある場合、未納会費を納めたことが確認された会員。
- (3) 理事会で顧問として承認された会員。

(申請)

第2条 終身会員になるためには、所定の申請書を提出し、かつ、終身会費3万円を支払わなければならない。ただし、申請年度の年会費は免除される。

(権利と義務)

第3条 終身会員は、会則第8条の第2項、第3項、第5項及び第6項に定められている権利と義務を有する。ただし、第1項については別に定める細則に従う。

(その他)

第4条 維持会員は、任期中に終身会員になった場合、その残余期間、維持会員としての職務を遂行するものとする。

附記

本規定の施行に伴う経過措置は別に定める。

(平成 28 年 6 月 19 日制定)

(平成 29 年 4 月 1 日施行)